

令和5年度

愛別町住宅耐震改修補助事業

手引き

令和5年4月

愛別町 建設管理課

1 事業の趣旨

愛別町耐震改修促進計画（平成31年3月改定）に基づき昭和56年6月1日付け建築基準法の改正（新耐震基準）以前の基準により建築された住宅の耐震診断や耐震改修工事の費用の一部を補助します。

2 対象者

- ・町内に昭和56年5月31日以前に建築された1戸建て住宅又は店舗併用住宅（住宅部分の床面積が過半を超えるもの）を所有し、自ら居住している方
- ・町税を滞納していない方

3 対象住宅

- ・町内に昭和56年5月31日以前に建築された1戸建て住宅又は店舗併用住宅（住宅部分の床面積が過半を超えるもの）
- ・耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅
- ・耐震改修工事により耐震関係規定又は地震に対する安全性については、国土交通大臣が定める基準に適合する住宅
- ・建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がない住宅

4 対象経費

対象者が対象住宅において耐震診断、耐震改修工事及び耐震改修工事の実施に伴う付帯工事の費用が対象となります。

なお、耐震改修工事の実施に伴う付帯工事は、主に次のことが対象になります。

- ・外壁や住戸内の壁を耐震壁に改修するため仕上げ材料や断熱材等を更新する工事
- ・2階部分の床面積を減築し耐震性能を確保する場合、屋根等を改修する工事

5 補助金額

- 耐震診断（上限 5 万円）

耐震診断に係る経費が 5 万円未満の場合	当該経費の額※
耐震診断に係る経費が 5 万円以上の場合	5 万円

- 耐震改修（上限 30 万円）

耐震改修に係る経費が 20 万円未満の場合	当該経費の額※
耐震改修に係る経費が 20 万円以上 200 万円未満の場合	20 万円
耐震改修に係る経費が 200 万円以上 300 万円未満の場合	当該経費の 10%※
耐震改修工事に係る経費が 300 万円以上の場合	30 万円

※印の金額に 1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

6 受付期間

令和 5 年 5 月 15 日（月）から令和 5 年 8 月 31 日（木）まで

※補助金交付申請書の受付順に交付決定を行います。

※受付期間内に交付決定額の合計が予定額に達した時点で締め切らせていただきます。

なお、今年度の予定額は 35 万円です。（概ね 1 件）

7 申請方法

申請は、耐震診断実施後、耐震改修工事前に次の書類を各1部、役場庁舎2階建設管理課窓口に直接提出してください。なお、書類提出後に交付の決定及び却下が決定されるものであり、申請書の提出があれば必ず交付決定されるというものではありませんのでご注意ください。

申請書類は、町のホームページでダウンロードをしていただくか、建設管理課窓口で配布します。

※交付決定通知の日から着手することが前提となります。

- (1) 様式第1号 愛別町住宅耐震改修補助金交付申請書
- (2) 改修計画書（別紙1）
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 愛別町が発行する申請者及び同居する者の納税証明書
- (5) 耐震診断報告書（写し）
- (6) 耐震診断費見積内訳書（写し）
- (7) 位置図、配置図、平面図、立面図等（改修内容の詳細が把握できるもの）
- (8) 補強後の想定耐震診断報告書（写し）
- (9) 耐震改修工事費見積内訳書（写し）
- (10) 外観写真2面以上（対象住宅）

8 申請内容に変更がある場合

申請した内容を変更する場合は、次の書類を各1部、役場庁舎2階建設管理課窓口に直接提出してください。

（変更申請を必要とする変更内容）

- ア 施工業者の変更
- イ 耐震改修工事費等の変更
- ウ 耐震改修工事の中止
- エ 工事期間の変更

- (1) 様式第3号 愛別町住宅耐震改修補助金交付変更申請書
- (2) 施工業者の変更がわかる書類（様式第1号（別紙1）等）
- (3) 耐震改修工事費等の変更がわかる書類（様式第1号（別紙1）、見積書等）
- (4) 工事期間の変更がわかる書類（様式第1号（別紙1）等）

9 申請（工事）を中止する場合

耐震改修工事を中止する場合は、次の書類を各1部、役場庁舎2階建設管理課窓口に直接提出してください。

- (1) 様式第3号 愛別町住宅耐震改修補助金交付変更申請書

10 完了報告書の提出

耐震改修工事完了後速やかに次の書類を各1部、役場庁舎2階建設管理課窓口に直接提出してください。

なお、提出期限は令和6年1月31日（水）まで。

※提出後、現場検査の日程を確認します。現場検査は、手続き代行者若しくは施工業者が必ず立ち会うこととします。

- (1) 様式第5号 愛別町住宅耐震改修完了報告書
- (2) 改修工事後の耐震診断報告書（写し）
- (3) 竣工図（改修内容が記載されたもの）
- (4) 竣工状況写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの。隠蔽される部分等）
- (5) 完成写真（同一方向から改修前・後がわかる写真）
- (6) 工事請負契約書（写し）
- (7) 耐震診断及び工事代金請求書又は領収書（写し）

11 交付決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部を返還しなければなりません。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定及び補助金を受けたとき
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき
- (3) 対象事業を中止又は廃止したとき
- (4) 町長からの是正内容に正当な理由なく従わなかったとき
- (5) その他町が定める規定に違反したとき